

四日市市総合会館集会施設管理業務仕様書

四日市市総合会館集会施設の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、条例及び規則に定めがあるもののほか、この仕様書による。

1 趣旨

本仕様書は、地方自治法に規定する住民利用の基本原則である「公の施設として、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならず、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。」ことを念頭においた管理運営を実施するために、四日市市総合会館集会施設（以下「集会施設」という。）の指定管理者が行う業務の内容及び管理方法について定めるものとする。

2 施設の概要

(1)名称 四日市市総合会館集会施設

(2)場所 四日市市諏訪町2番2号

(3)施設規模

総合会館8階のうち集会施設部分 369 m²

第1会議室（43 m² 18席）、第2会議室（50 m² 36席）

第3会議室（60 m² 42席）、第4会議室（101 m² 72席）

第5会議室（55 m² 36席）、和室（60 m² 36席）

3 開館時間及び休館日

月曜日から土曜日 午前9時から午後9時

日曜日 午前9時から午後5時

休館日 12月29日から翌1月3日

4 管理方法

総合会館7階の貸館受付室にて、午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、日曜日については午後5時までとする。）貸館業務を行う。

5 業務内容

(1)業務の範囲

- ① 四日市市総合会館集会施設の使用許可等に関する業務
- ② 四日市市総合会館集会施設の使用料の収納に関する業務
- ③ 施設及び付属設備の維持管理に関する業務
- ④ その他施設の管理運営に関する業務

(2)貸館の受付等に関する業務

- ① 使用許可申請書の交付、受付

- ・四日市市総合会館集会施設の使用許可、使用変更、使用取消、及び使用料還付申請書の交付、受付に関する業務を行う。なお、受け付けに際し四日市市総合会館等使用制限取扱基準により審査確認を行う。
- ・貸館受付窓口は午前9時から午後5時までの間、開設するものとする。
- ・電話による仮予約の受け付けを行う。なお、電話による仮予約を受け付けた場合には、当該日から1週間以内に来館のうえ正式な手続きを行うよう指導する。
- ・電話による仮予約は、毎月の受付初日以外の日を実施する。なお、受付時間は午前9時から午後5時までの間とする。

②各申請書に対する許可書等の発行に関する業務

③使用料の収納に関する業務

- ・使用許可書発行時に使用料を徴収し、速やかに指定金融機関に納入する。ただし、官公庁については後納（振込）も可能とする。

④使用料の還付に関する業務

- ・使用許可の変更・取消し等により、使用料の還付が発生した場合は、還付申請書により使用料の還付を行う。

⑤帳簿類の作成

- ・部屋及び備品の貸出並びに金銭出納に関する帳簿を作成する。

(3)貸出に関する業務

①部屋及び備品の貸出

- (ア) 使用許可申請書に基づき、部屋及び備品の貸出、操作を指導する。
- (イ) 冷暖房時には、使用許可を受けた者に冷暖房装置の操作を指導する。

②使用後の点検

- (ア) 使用後の部屋及び備品の点検を行う。
- (イ) 冷暖房、照明機器のスイッチの点検を行う。
- (ウ) 湯呑み等の後始末の点検を行う。
- (エ) 火気の点検を行う。

(4)運営に関する業務

①利用状況の作成

- ・四日市市総合会館集会施設業務日報を作成する。

②年間の職員の勤務表を作成する。

(5)災害業務

盗難・火災その他の災害及び不法行為等による施設利用者の生命及び財産の安全を確保するために、消火・通報・避難誘導等の対応ができる体制を整えておくこと。

なお、四日市市総合会館は地域防災計画に基づく指定避難所として位置づけられており、避難所として開設された場合には、使用許可の取消し等必要な措置を行うとともに、四日市市が行う避難所の開設及び管理運営に関し必要な協力を行うものとする。

6 決議書類等

- ①四日市市総合会館集会施設使用許可申請書
- ②四日市市総合会館集会施設使用変更（取消し）許可申請書
- ③四日市市総合会館集会施設使用料還付申請書
- ④四日市市総合会館集会施設使用許可書

7 報告書類

- ①毎月 10 日までに、前月の総合会館集会施設の利用状況等の管理業務及び経理の実施状況を管財課に提出すること。
- ②毎会計年度が終了する 3 月 31 日に管理業務完了届を、また毎会計年度の終了後 30 日以内に事業報告書を作成し、管財課に提出すること。

8 調査等

四日市市は指定管理者の管理業務等に関し、必要があると認めるときは、実地に調査し、必要な報告を求めることができるとともに、業務の実施について必要な是正又は改善を指示することができる。

9 指定管理料の支払方法及び金額

- ①毎会計年度ごとに、部分払い 4 回（4 月、7 月、10 月、1 月）及び完了払いとし、部分払い 1 回あたりの金額は指定管理料（年額）の 5 分の 1 以内とし、残額を完了払いとする。
- ②市は、請求書受理後、30 日以内に支払うものとする。

10 個人情報取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

11 暴力団等不当介入に関する事項

(1) 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 20 年四日市市告示第 28 号）第 3 条又は第 4 条の規定により、四日市市建設工事等指名停止基準に基づく指名停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

(2) 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

- ①不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに管財課へ報告し警察への捜査協力を行うこと。
- ②契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、管財課と協議を行うこと。
- ③①②の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等指名停止基準に基づく指名停止

等の措置を講ずる。

1 2 障害者差別解消に関する事項

(1)対応要領に沿った対応

- ①この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成 29 年 2 月 28 日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。
- ②①に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

(2)対応指針に沿った対応

上記(1)に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

1 3 その他

この仕様書に記載のない事項については、市と協議を行うこと。

四日市市総合会館等使用制限取扱基準

(趣旨)

第1条 この取扱基準は、四日市市総合会館条例規則(平成2年四日市市規則第19号)、四日市市障害者福祉センター条例施行規則(平成2年四日市市規則第20号)、四日市市母子・父子福祉センター条例施行規則(平成2年四日市市規則第21号)及び四日市市立視聴覚センター条例規則(平成2年四日市市教委規則第4号)の規定に基づき、四日市市総合会館(四日市市総合会館条例(平成2年四日市市四日市市条例第12号)第3条に規定する各施設を除く)、四日市市障害者福祉センター、四日市市母子・父子福祉センター、及び四日市市立視聴覚センター(以下「総合会館等」と総称する。)の使用制限について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 四日市市総合会館条例施行規則第8条、四日市市障害者福祉センター条例施行規則第4条、四日市市母子・父子福祉センター条例施行規則第4条、及び四日市市立視聴覚センター条例施行規則第8条に規定する「物品の販売等の営利目的行為」及び「商業宣伝等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 物品の販売等の営利目的行為

- ア 直接物品を売買する目的での使用
- イ 直接物品を売買する行為がなくても、その予約的行為を伴う目的での使用(展示会、品評会での予約行為等)
- ウ 通信販売等を目的とするような集会使用
- エ 技術を提供することにより、営利を目的とする使用(物品の修理等)
- オ 営利を目的として団体または個人が活動費等を得るために販売目的の物品を作成するための場としての使用(販売を目的とした手工芸品や工作物の作成等)
- カ 営利を目的として団体または個人が活動費等の収入を得るために行う物品販売及び参加費等の徴収を行う行為(バザー等、報告会等)

(2) 商業宣伝等

- ア 主催者が参加者に対し、営利を目的とする相談及び指導等をする場合(有料の法律・人生・職業・結婚相談等)
- イ 主催者または団体が参加者に対し、営利目的で教育・文化事業を実施する場合(着付け教室、各種文化教室、スポーツ教室、学習塾等)
- ウ 物品の商業宣伝行為をする場合(商品見本市、新商品発表会、業務説明会等)
- エ 商業宣伝・営業を目的とした勧誘行為事業(会員・生徒募集事業等)
- オ 企業の対外活動に使用する場合(商業宣伝・営業を目的とする企業目的を達成するための系列組織の会議等及び販売作戦会議等)
- カ 営利を目的とする入場料を徴収する事業(プロモーター等の主催のもの)

(使用の不許可)

第3条 前条各号に掲げる場合においては、総合会館等の使用を許可しないものとする。

(使用の不許可の例外)

第4条 視聴覚センターの使用については、その事業又は行事が視聴覚センターの目的に合致し応分の金額を徴収することが適当と認められるものについては使用を許可し、入場料等を徴収することができる。

なお、その入場料等相当額は開催にかかわる直接経費の範囲内とする。